

市民一人一人が保護計画策定の問題点を明らかにし 市町村に働きかけ、国民保護計画に反撃を！

十月九日の朝鮮民主主義共和国（以下朝鮮）の核実験以来、世界中から非難が沸き起こり、緊張の激化の回避に努力が続けられている。しかし、そうした努力とは逆に、制裁の強化を主張し、戦争の危機を演出することで自らの政治的主張を通そうとする日米両政府の危険な戦争政策がある。（詳しくは今号4～5頁情勢論文参照）

いま国内では、政府が朝鮮に対する脅威をおりたてること、またその陰に隠れて、有事法・国民保護法に基づく「国民保護計画」策定が全国の市町村で「肅々」と進められている。

核軍拡の脅威に軍備で対抗することとは何の解決にもならない。今こそ戦争非協力・無防備地域宣言のまちづくりを進めるために、国民保護計画策定の問題点を明らかにし反対の声をあげていこう。

住民不在、十分な協議もないまま進められる保護計画づくり

計画作成には「あらかじめ協議会に諮問しなければならぬ」（国民

保護法第39条）とされている。しかし、協議会は委員の顔合わせの初回からせいぜい2～3回の開催の間に素案の答申、パブリックコメント、知事協議、策定までやってしまう。

しかも各協議会の審議はまったく意見も質問もなく事務局（危機管理室など）の報告のままに決まって行く所も多いという。議会はこれを審議する機会もなくただ報告を受けるだけである。

またその事務局案にしても、数百万円の予算で三菱総研、独立総合研究所、損保ジャパンなどの民間機関に委託したり、せいぜい消防庁国民保護室作成の「市町村国民保護モデル計画」の引写しといったものがほとんどである。こんないい加減な計画で私たちの命、安全を左右されているのだからどうか。

そもそもこの国民保護計画は本気で有事（戦争）に際しての国民保護を目的にしたものなどではない。少なくとも住民の安全を最優先で守るなどとは考えていない。むしろ、有事に国民をどう管理するか、住民をまとめてどう移動させるか、それを平時から自治体と住民を巻き込んで

訓練を繰り返していき、その体制を作り、慣れさせていこうとするものなのだ。住民の生命と安全に責任を持つべき自治体の姿勢が問われている。

各市（町村）の協議会運営や保護計画素案に対して積極的に意見を言っていこう。

一人一人の市民が協議会での計画作りを知ること、また計画の危険性やナンセンスさを知ること、地域の戦時体制化の歯止めになっていく協議会の進展度合いで言っていくポイントも変わってくるが、共通的な事柄を挙げてみると。

協議会傍聴や市（町村）担当部局への要請書、質問書、交渉を

・協議会委員構成について

弁護士、国際法学者、市民団体（平和、環境など）、障害者・在日外国人など「災害弱者」などの人を加えること、又、招請して講演、意見を聞く機会を持つ（公聴会など）。

* 大阪府寝屋川市では糟谷英之撰南大教授（国際法）が委員として、自衛隊員の関与の問題点を指摘しておられる。

・傍聴枠の拡大、資料の配布・公表、広報（ホームページ etc）

パブリックコメントで計画案に対して積極的に意見提出を

・避難誘導への自衛隊参加はジュネーブ条約第一追加議定書第四八条、第五八条において規定する文民・民人物と戦闘員との区別、分離の原則に反する。自衛隊については有事避難の派遣要請も、協議会、訓練への参加も要請しないこと。

* この項目に関して最近堺市、大阪市などから「緊急対処事態にはジュネーブ条約は適用されない」ので問題ないとの「回答」が寄せられている。しかしこれは「武力攻撃事態での参加」について何も答えていないばかりか、本来警察等で対処すべき「緊急対処事態」に自衛隊が投入されて、（テロ部隊などの）排除と避難誘導が同一的に行われるなら、住民を付随的損害に巻き込む危険があることに変わりがない。

・訓練への住民参加はあくまで任意のものとし、決して強制、割当とはしないことを明記し、周知すること。

・法第5条2項の基本的な権利に「制限が加えられるとき」については本来的にありえないことと明記するとともに、例外的な「その制限は…必要最小限のもの」とは何かを限定列記すること。

・計画の前提としての「戦争回避」の努力、平和構築に向けた基本姿勢など具体的に書き込むこと。

* 堺市の担当者は「国や府との整合性や協議のため、消防庁や府のモデル計画にないことは書けない」と言っていた(9/30市民公聴会)。が、国や府との「協議は必ずしも同意は前提としない。どうしても同意ができない場合は市町村の意見を尊重する」(磯崎陽輔)ということだ。また、国民保護法第35条に「保護計画に定める事項」として「市町村長が必要と認める事項」(第2項6号)ともある。

議会への陳情や、議員の関連質問を通じて保護計画や訓練計画の問題点を議会事項として顕在化させる。そのためにも資料交換など議員との日常的な協力関係を作っていく。

今多くの自治体で素案発表やパブリックコメントなど作成のヤマ場にある。しかし国立市の「まずは災害対策計画を完全なものにすることこそ市民にとって急務」(上原市長)との発言のように、政府の上位下達ではなく、住民とともに武力によらない平和なまち作りを考えることこそ大切なことなのだ。

大津市国民保護フォーラム報告

大津市は、パブリックコメントが実施されず、市民の意見を出す機会が奪われている。そんな中、10月7日(土) 滋賀県大津市で「大津市国民保護フォーラム」(主催：大津市・滋賀県)が開催された。

北朝鮮を名指しし、ミサイル発射とテロの脅威を煽り、監視社会推進する消防庁国民保護運用室

内容は1年前の滋賀県国民保護フォーラムと同じ陣容、同じ内容であったが、消防庁国民保護運用室長(陸上自衛隊一等陸佐)の講演内容は、北朝鮮を特定して名指しし脅威を煽る内容となっていた。

今年7月5日のミサイル発射実験の詳細を图示し、さらに北朝鮮の保有するスカッド、ノドン、テポドン及びロシア製最新ミサイルを配備しようとしているとし、それぞれのミサイルの性能を图示、加えて96年に朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸江陵に侵入し、一ヶ月に及ぶ掃討作戦の末、北朝鮮がギリラ11名、韓国軍・警察8人、民間人3名の死者を出した「江陵事案」を、詳しく説明した。

そして、「情報伝達が一番大事」とし、「全国瞬時警報伝達システムの構築のため概要要求したので、自治体も協力を」と呼びかけ、参加者に対しては「発見は必ず住民が一番さきとなる。いつもと違う、なんか違うと感じたら、すぐに近くの消防署、警察へ通報を。消防庁国民保護担当部局は24時間対応できる。」と強調した。

すくなくとも、昨年はミサイルと一般的に表現し北朝鮮は名指ししなかった。昨年の力点は、住民の行動は防災計画での対応と大差がないので、どうか協力をという内容であったが、都道府県の国民保護計画が終わり、市町村の計画も大詰めを迎えているなかで、住民を「北朝鮮の脅威」で国民保護計画に絡めとり、監視社会に組み込もうとしている意図が強く感じられた。

その他市町村

(大東市)パブリックコメントの期間がたったの15日間。策定過程が広く市民に知らされるような情報公開の徹底と、市民の意見を反映させるための仕組みづくり(協議会の傍聴、公聴会・市民向け学習会の開催など)を要請中。

(茨木市)協議会で8月日本赤十字社の神谷尚孝さんによる講演「国際

人道法・・・ジュネーブ条約を中心

(多治見市)国民保護法に基づく国民保護計画作成過程の企画として、11月12日「多治見市国民保護講演会」を企画。メイン企画は国民保護法に賛成派(森本敏拓殖大学教授)と反対派(新崎盛暉沖縄大学理事長、名誉教授)による講演と市民のパネルディスカッション

(寝屋川市)協議委員に国際人道法の専門家(糟谷摂南大学教授)が任命されている。

(枚方市)第2回協議会后「朝鮮の工作船ビデオ・・・防衛庁製作」を放映。

(堺市)市民公聴会に堺市の担当者が参加して「保護計画を説明」

*市町村により状況が違います。住んでいる市町村の動きを知りましょう。情報を共有化しましょう!



大津市防災会議